

平成25年度第5回秋田市社会福祉審議会児童専門分科会
(第4回秋田市子ども・子育て会議) 会議録

1 日時 平成26年3月26日(水) 午後3時～午後4時30分

2 場所 秋田市役所正庁

3 出席者

(1) 委員(13人)

柴田誠会長、廣嶋禮治副会長、讃岐信孝委員、佐藤チエ子委員、
中川聖子委員、鈴木真喜子委員、土田博子委員、堀川隆三委員、
中谷久仁夫委員、山崎純委員、古田由美子委員、渡辺丈夫委員、
山崎明美委員

(2) 事務局

佐々木吉丸子ども総務課長、加藤育広子ども育成課長、
工藤和子子ども健康課長、小松裕一子ども未来センター所長、ほか関係職員

4 傍聴者 5人

5 会議の内容

(1) 開会

(2) 議事

- 子ども・子育て支援新制度における各種基準について
- 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについて
- その他

(3) 閉会

6 議事要旨

○柴田誠会長

それでは、本日の議事の(1)子ども・子育て支援新制度における各種基準について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局説明】

○柴田誠会長

ただいまの説明に対しまして、委員の皆さまから、ご質問やご意見をお願いいたします。

○渡辺丈夫委員

①資料をご提示いただきましたが、内容も多岐にわたっているため、この資料だ

けではわかりにくいところもあるかと思いますが、難しいところもあろうかと思いますが、わかりやすい資料がありましたら提供していただきたいと思います。②幼保連携型認定こども園の基準についてですが、26年6月議会に提案するという事ですと、もう形が見えていないと難しいと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○事務局（子ども総務課長）

①会議資料については、これまで国から示されている各種資料の内容を集約し、わかりやすく調整したものでありますので、ご理解いただきたいと思います。②各種基準関係については、現在、国からは関係政省令が示されておられません。このような中で、本日の会議資料の内容については、これまで国の子ども・子育て会議等の議論を経て情報提供されている内容を集約したものであり、この内容が政省令のベースとなるものと認識しておりますのでご理解いただきたいと思います。

○柴田誠会長

今後、新たな情報が示されましたら、条例提案前に改めてご説明をお願いするということでもよろしいでしょうか。

○事務局（子ども総務課長）

国から政省令が示されましたら、ただちに秋田市の条例案として取りまとめ、委員の皆様にご説明いたしますので、その内容に対してご意見をいただければと思います。

○讃岐信孝委員

各種基準の条例案を6月議会に提案するとなれば、子ども・子育て会議での議論はあと1回くらいしかできないと思いますので、国から情報が入りましたら、関係資料の提供をお願いいたします。

各種基準についてですが、基本的に国の基準に沿ってというご説明だったかと思いますが、保育士資格の有無については議論のあるところだと思います。ご存じのように国の基準では、地域型保育事業においては、有資格者割合が50%、100%、必要なしなど事業類型ごとに示されています。資料の中では、実態調査をして経過措置や見直しを図るとのことで、私自身、秋田市内の認可外保育施設等における職員の有資格者の割合について把握しておりませんが、先日のベビーシッター事件等があり、ベビーシッターの場合は、現在は無資格、無届出でできることとなっています。いずれ、0歳児から1歳児について、保育者の資格に関する国の基準は、個人的には非常に危険ではないかと思っています。このような意味も含めまして、国がどのような基準を示しているのか事前の周知がないと意見交換ができないと思いますので、できる限り、情報提供をお願いしたいと思います。

○柴田誠会長

国の議論の方向性も含めて、何か情報があればご説明をお願いします。

○事務局（子ども総務課長）

地域型保育事業の基準については、委員ご指摘のとおり、国の子ども・子育て会議では、従来の基準よりも緩和する方向で検討が進められております。本市の基準

設定にあたりましては、国が示す内容に加えまして、地域の事情を考慮する必要もございまして、引き続き、皆様に情報提供を行いながら、ご意見を反映していく形で進めてまいりたいと思っております。

○山崎純委員

幼保連携型認定こども園等については、新たに秋田市で認可していくということで、一定の基準がクリアされると認可されることになると思いますが、認可後、どのような運営がなされているかという実情が最も重要ではないかと考えております。子ども達の最善の利益がきちんと確保されているのかなど、認可後の状況をチェックしていく仕組みをどのように考えているもののでしょうか。

○事務局（子ども総務課長）

認可施設については、健全な運営がなされているかどうか、本市が定期的に監査していくこととなります。また、施設型給付の対象施設については、確認制度という仕組みがあり、毎年運営費を給付するにあたって、定員や運営形態が基準に沿った内容となっているかどうか確認することとなりますので、その手続の中で給付対象施設としてふさわしいかどうかを確認していくこととなります。

○山崎純委員

国の議論をみていますと、現時点では量の確保を先に進め、その後に質の確保を図っていくという形で進めている印象があります。秋田市でも、研修等は実施されていると思いますが、1年に複数回実施するとか、施設の垣根を越えて保育者が情報交換を行う場を設けるということも、子どもたちの安心・安全な保育等を確保する上で効果があると聞いておりますので、ご検討をお願いしたいと思います。

○事務局（子ども育成課長）

現在も研修会や情報交換・意見交換の機会を設けておりますが、新制度移行に伴い、新しい悩みや問題点等も出てくるかと思っておりますので、内容の充実に努めてまいりたいと考えております。

○渡辺丈夫委員

現在の幼保連携型認定こども園の認可にあたっては、1年から3年くらいの期間を設けて専門の指導主事が現場に行き、各保育士・教員のレベルに至るまでチェックし、それをクリアしたところが認定を受けるという他県ではみられないようなハードルを設けております。また、認可後のアフターフォローもあります。このような専門スタッフが県教育委員会にいて、質の高い幼児教育・保育をしているということもあって、秋田県は全国的に評価が高いと思います。新制度に移行した場合、秋田市がその役割を担うわけですが、質のチェックを具体的にどのようにしていくのかお伺いしたいと思います。

○事務局（子ども総務課長）

新制度移行後、市で認可するのは幼保連携型認定こども園のみでありまして、それ以外の施設については県が引き続き認定していくこととなります。このような状況にあって、県から引き継ぐ事項につきましては、十分に連携しながら協議を進め

ているところであり、質のチェックにつきましても県と協議の上引き継いでまいりたいと考えております。

○佐藤チエ子委員

各種基準について、市民や関係者への周知はいつ頃行う予定でしょうか。

○事務局（子ども総務課長）

条例案につきましては、4月中にパブリックコメントを実施する予定としております。また、条例制定後も、わかりやすい形で周知に努めたいと考えております。

○柴田誠会長

関係者への説明会などは予定されているのでしょうか。

○事務局（子ども育成課長）

これまでも何回か関係者に対する説明会を実施しておりますが、今後、具体的に合った暁には、改めまして機会を設けたいと考えております。特に保育所につきましては、これまでは施設長を対象として説明してきたところですが、運営法人の理事等も含めて説明してほしいとのご要望もありますので、そのような形で実施したいと考えております。また、幼稚園等につきましても、同様に説明する機会を設ける考えであります。

○柴田誠会長

次に、議事の（2）教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについて、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局説明】

○渡辺委員

ニーズ調査結果と会議資料の量の見込みを比較しますと食い違いがあると思うのですがいかがでしょうか。

○事務局（子ども総務課長）

量の見込みにつきましては、ニーズ調査の結果を基に、国の算出の手引きに基づいて、対象者の利用希望を各年齢別に把握し、推計児童数に乗じて算出したものであります。

○讃岐信孝委員

①量の見込みの推計結果を見ますと、保育所も幼稚園も27年度から毎年減っていく形になっていますが、確保方策として、新制度移行に伴って定員を増やす地域、減らす地域が出てくると思います。このような状況も踏まえた上で、計画を検討していく必要があるのではないかと思います。②ニーズ調査をベースとして推計することとされている関係上致し方ない面もあるのですが、病児・病後児保育事業など実績と乖離がみられる事業もあります。また、このような統計調査の場合、利用希望と実際の利用との間にはずれが生じるということがよく言われていますので、精査をしないと各施設・事業の今後の実利用数と乖離が生じる懸念もありますがいかがでしょうか。

○事務局（子ども総務課長）

①量の見込みの推計にあたって、算出のベースとなっている将来推計児童数が減少しておりますので、27年度以降の数値もそれに伴って減少する結果となっております。量の見込みに対する具体的な目標設定や確保方策につきましては、今後、子ども・子育て会議の中でご検討いただくこととなります。②病児・病後児保育事業につきましては、現在、病後児対応型と体調不良児対応型を実施しておりますが、今後、新たに病児対応型の病児保育を実施する予定としております。このような新規事業も展開しながら確保していきたいと考えております。

○渡辺丈夫委員

2号認定で学校教育の利用希望が強い場合は現存の幼稚園で対応ということだと思いますが、それ以外の児童はどの施設で対応することになるのでしょうか。

○事務局（子ども総務課長）

量の見込みに対する具体的な確保方策につきましては、今後の議論となりますことをご理解いただきたいと思います。

○柴田誠会長

実績を大きく下回ったものについては補正が必要とのことですが、実績を大きく上回っている場合には補正は行わないのでしょうか。

○事務局（子ども総務課長）

事業実績がありながら量の見込みはゼロという事業がございますが、このような場合にはやはり実績に基づき補正が必要と認識しております。また、実績を大きく上回っている場合についてですが、地域の実態や実情を踏まえて補正は可能とされておりますが、今回の結果においては著しく乖離したものはなく、妥当な結果であると理解しております。

○山崎純委員

①病児・病後児保育事業についてです。母親たちと意見交換している中で感じることは、病児を預けたくても預ける先が不足しているという現状です。インフルエンザなどの感染症の場合は、ファミリー・サポート・センターでの預かりもできませんし、就労している親は特に大変な現状にあります。このような中で、病院内に預け先があるのは安心ですし、市立病院や中通総合病院に病児保育の施設ができることは大変喜ばしいと思います。今後、総合病院だけではなく、内科診察が可能な個人病院等における併設型保育室の設置を進めていくことはできないのでしょうか。現時点において、ご検討されていることはあるのでしょうか。②病児・病後児保育事業の充実とともに、親が気兼ねなく仕事を休んで子どもを看ることができる職場環境の改善も必要であると思いますが、ワーク・ライフ・バランスの視点からいかがでしょうか。

○事務局（子ども総務課長）

①個人病院等における医療機関併設型の保育室について協議した経緯がございますが、採算面等でハードルが高いという状況もあり、総合病院での実施となったものであります。まずは2施設での実施予定ですが、今後も他の総合病院と協議して

いきたいと考えております。②子ども・子育て支援事業計画の任意記載事項として、ワーク・ライフ・バランスに関する施策が含まれておりますので、今後、子ども・子育て会議等におきまして、ご検討いただきたいと思います。

○柴田誠会長

ほかにございませんでしょうか。それでは、議事の（３）その他について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局説明】

○柴田誠会長

ただいまの説明に対しまして、ご質問はございますでしょうか。ないようですので、それ以外のことに関してご意見などはありませんか。

○渡辺丈夫委員

幼保連携型認定こども園の認可にあたって、審議委員会のような機関を設置していただきたいと思います。現在、私学審議委員会で幼稚園の設置認可が決定されておりますが、新制度では廃止になりますので、これに相当するものを立ち上げていただきたいと思います。

○事務局（子ども総務課長）

改正認定こども園法において、審議会等の合議制の機関の設置が義務づけられておりますので、本市でも設置予定であります。

○柴田誠会長

ほかにご意見はございませんか。ないようですので、これをもちまして議事を終了します。